

土浦商工会議所 会報つちうら

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

7

No.619 2020.JUL

土浦局
料金別納
郵便
第三種郵便

MEMBER'S NOW (株)R&R デイサービス『まいはうす』

代表取締役の藤枝 登志枝さん（前列右）と生活相談員の鈴木さん（前列左）とスタッフの仲間たち



CONTENTS

- | | |
|--|----------------------------|
| ② 第98回通常議員総会、日商簿記検定試験3級受験対策講座のご案内 | ⑨ 常議員会、新入会員紹介 |
| ③ プレミアム付商品券「コロナに負けるな応援チケット」加盟店募集、家賃支援給付金 | ⑩ L O B O 調査 |
| ④⑤ 新型コロナウイルス感染症対策における税制処置のポイント | ⑪ 渋沢栄一とその思想に学ぶ、労務相談室 |
| ⑥⑦ 小規模事業者持続化補助金 | ⑫ MEMBER'S NOW |
| ⑧ 建築物・備品造作等への県産材等木材の利用促進要望、障害者差別解消法 | ～ (株) R & R デイサービス「まいはうす」～ |
| | 土浦催事記 |



土浦ワッペリンカレー
デラックス好評発売中!!

第98回通常議員総会開催

6月25日L'AUBEにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3密対策や時間短縮等感染防止対策を講じ、第98回通常議員総会を開催した。中川会頭はじめ、役員議員85名が出席（委任状含む）。令和元年度の事業報告、収支決算を承認した。また、欠員となっていた常議員3人の選任が行われ、山崎吉久氏（日立建機（株）土浦工場総務部担当部長）、宇田川仁英氏（株）宇田川コーポレーション代表取締役社長）、松上英一郎氏（関東鉄道（株）代表取締役社長）が選任された。

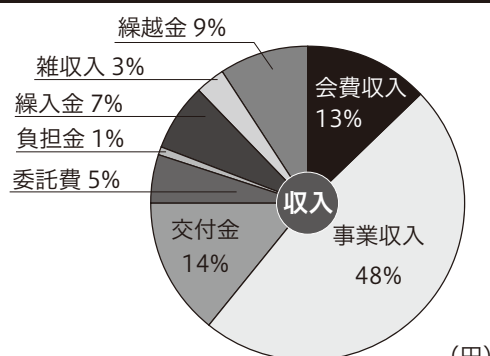


松上 英一郎 常議員 宇田川 仁英 常議員 山崎 吉久 常議員

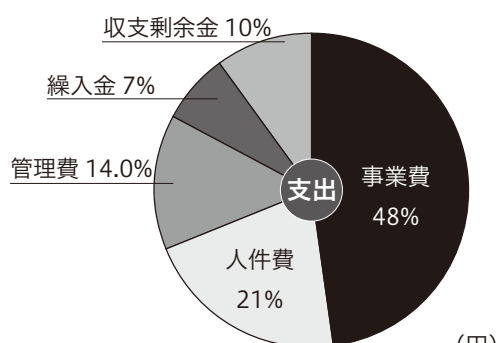


第98回通常議員総会（於：L'AUBE）

平成31年度 収支決算



(円)	
会費収入	52,619,000
事業収入	197,559,718
交付金	55,878,768
委託費	21,274,516
負担金	4,592,678
繰入金	27,266,196
雑収入	14,327,512
繰越金	38,159,400
合計	411,677,788



(円)	
事業費	195,945,347
人件費	86,168,834
管理費	57,257,855
繰入金	30,885,000
収支剰余金	41,420,752
合計	411,677,788

日商簿記検定試験 3級受験対策講座のご案内

令和2年11月15日（日）に実施予定の第156回日商簿記試験3級を受験される方を対象に、対策講座を開催します。合格へのキーポイントは繰り返し問題に取り組むことです。本講座では、豊富な練習問題を用いて、演習・解説を繰り返し行い、理解度を確認しながら学習を進めます。

●日 時：9月12・19・26日、10月10・17日（全5回・毎回土曜日）

午前9：30～12：00

●会 場：土浦商工会議所 3Fホール（土浦市中央2-2-16）

●講 師：学校法人沼田学園 筑波保育経理専門学校 経理ビジネス学科教員

●定 員：30名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

●対 象：日商簿記3級の資格取得を目指して学習中の方（基礎知識のある方）、受験経験、学習経験のある方、企業で経理を担当している方（検定対策ですので、ある程度簿記知識のある方向けの講習会となっております）

●受講料：6,000円/人（消費税・教材代含む）

（検定試験の受験料は含まれておりません。申し込みは、各自でお願いします）

●締 切：9月4日（金）までに、受講料を添えてお申し込み下さい。

問い合わせ：土浦商工会議所 TEL029-822-0391

共 催：土浦商工会議所 社会文化部会・公益社団法人土浦法人会

※受講に際しては、マスクの着用をお願いいたします。また、37.5度以上の熱がある場合は受講をお控えいただきます。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、延期または中止とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

コロナに負けるな!応援チケット 加盟店を募集しています!

【目的】

新型コロナウイルス対策緊急経済支援のため、本事業を通じて消費喚起を行い、地域経済の再生を図ることを目的として1セット1万5千円分を1万円で購入できるプレミアム付商品券「コロナに負けるな!応援チケット」を販売します。

今回、このチケットを使用できる加盟店を募集します。

※これまでの商品券事業の加盟店となっていた方々も、再度お申し込みが必要です。

【対象店舗】

土浦市内に店舗がある事業所で、消費者に直接提供できる商品や飲食・サービスを取り扱う店舗。

※不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、性風俗関連特殊営業関係、国税・地方税などの公租公課は対象外です。

【取扱期間】

令和2年8月25日～令和3年2月15日

【申込締切】

令和2年7月20日(月) 17時必着

※締切以降も申込を受け付けますが、ホームページ上の紹介のみで、取扱店パンフレットには掲載されません。

【問合せ】

土浦商工会議所 商工振興課 土浦市中央 2-2-16

TEL 029-822-0391 FAX 029-822-8844

【商品券について】

商品券：1,000円×10枚と500円券×10枚
を1セット

※但し1,000円券は全店共通、500円券は特別応援店専用で、飲食店・宿泊業、農業協同組合、花・植木小売業、鉄道業・道路旅客運送業(運転代行業含む)、教育・学習支援業、写真業、書店、理容・美容・公衆浴場業、旅行・観光関連、スポーツ・レジャー関連、冠婚葬業、映画館等の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた業種となります。

販売見込額：67,200セット

(発行総額10億8百万円)

購入対象者：土浦市に住民登録している世帯

購入方法：土浦市より送付される購入引換券により、市内郵便局にて1世帯1セット購入できる。



家賃支援給付金 に関するお知らせ

家賃支援給付金とは?

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月～12月の売上高について、
・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、
・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

相談ダイヤル 家賃支援給付金コールセンター

0120-653-930(平日・土日祝日 8:30～19:00)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 における税制措置のポイント

法人税、消費税、固定資産税、社会保険料等の納付が猶予されます

- ◆ 収入が大幅に減少している事業者は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予されます。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

【適用要件等】

- ✓ 令和2年2月1日から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、1年間納税を猶予
- ✓ 一時の納税が困難と認められる場合に適用（少なくとも向こう半年間の事業用資金を考慮するなど納税者の状況に配慮）
- ✓ 担保は不要、延滞税・延滞金は全額免除
- ✓ 申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など、柔軟に運用

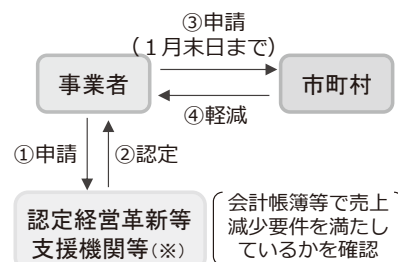
事業用家屋・償却資産の固定資産税が軽減されます

<既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免>

- ◆ 売上が大幅に減少している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税が減免されます（令和3年度課税分）。

- ✓ 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け、市町村へ申告した者に適用
- ✓ 売上減少割合に応じて、以下のとおり軽減

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額



※税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士など）

<新規設備投資に対する固定資産税の減免>

- ◆ 現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え、事業用家屋と構築物も対象となります。

【適用要件等】

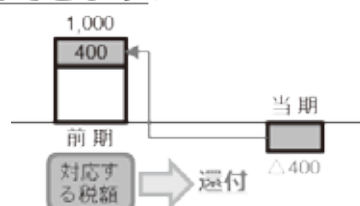
- ✓ 事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
 - ※ 事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
- ✓ 固定資産税の軽減割合は、3年間ゼロ～1/2以下（市町村の条例で定める割合）
- ✓ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間延長

欠損金の繰戻し還付が中堅企業でも利用できます

- ◆ 中小企業に加え、中堅企業でも欠損金の繰戻し還付が利用できます。

- ✓ 中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人（※））の令和2年2月1日～令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金対象
 - ※大規模法人（資本金10億円超）の100%子会社等を除く

還付請求できる法人税の額 = 前期の法人税額 × 当期の欠損金額 ÷ 前期の所得金額
※前期の所得金額が限度



テレワーク導入支援のため、設備投資減税が拡充されます

- ◆ 「中小企業経営強化税制」において、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加されます。

【中小企業経営強化税制の概要】

- ✓ 中小企業経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資に対して、即時償却 or 税額控除10%（一部7%）を選択適用

＜現行の設備類型＞

生産性向上設備（A類型）

要件：生産性が年平均1%以上向上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

要件：投資利益率5%以上の投資計画に係る設備

デジタル化設備（新類型）

追加

要件：遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）
- ◆ ソフトウェア（70万円以上）



売上減少により、消費税の課税選択をやめることができます

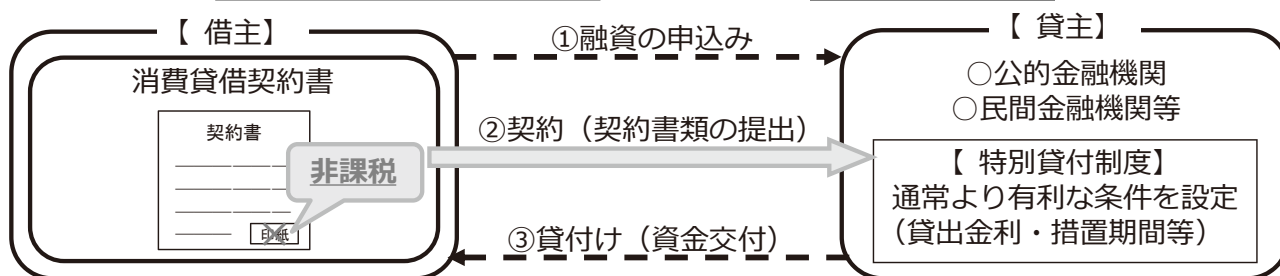
- ◆ 売上が著しく減少した事業者において、課税期間中であっても、課税選択をやめる（免税事業者に戻る）ことなどが可能となる特例が創設されます。

【適用要件等】

- ✓ 法律の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少※が生じた事業者
- ※ 一定期間（1か月以上）における売上が前年同期比概ね50%以上減少
- ✓ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出（税務署長の承認が必要）
- ✓ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下等

特別貸付に係る印紙税が非課税となります

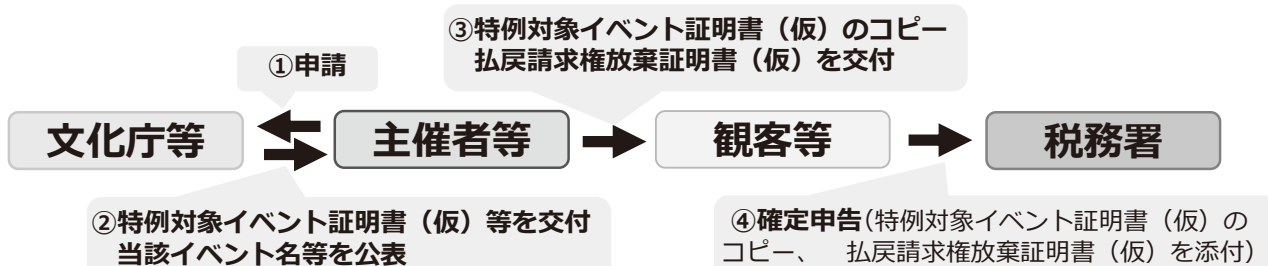
- ◆ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る契約書については、印紙税が非課税となります。



チケット代金払戻しの放棄によって、寄附金控除が受けられます

- ◆ 文化芸術・スポーツイベントの中止等に伴い、観客等がチケット代金等の払戻しを求めなかった場合、その金額は寄附とみなされ、寄附金控除の対象となります。

【寄附金控除の適用までの流れ】



小規模事業者持続化補助金

小規模事業所が、**商工会議所と一体**となって経営計画を作成し、
取り組む**販路開拓**に必要な**費用の 2/3** 又は **3/4** を補助します。



補助率 〈一般型〉 2/3

〈**コロナ特別対応型**〉

A類型 サプライチェーンの毀損への対応 2/3

B類型 非対面型ビジネスモデルへの転換 3/4

C類型 テレワーク環境の整備 3/4

補助上限額 〈一般型〉※ 50万円

〈**コロナ特別対応型**〉 100万円

※①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者または、
②2020年1月1日以降に設立、開業した法人・個人は50万円上乗せ。

事業再開枠

事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして、事業を継続する上で必要最低限の感染防止対策を行う取組について50万円補助。また、クラスター対策が特に必要と考えられる施設（屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、接待を伴う飲食店）で事業を実施する特例事業者については、さらに50万円上乗せ。

補助対象者

小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）

常時使用する従業員の数5人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数20人以下

製造業その他

常時使用する従業員の数20人以下

補助対象例

販路開拓に繋がる様々な取り組みにご活用できます！



申請書類一式の送付締切	第3回締切	第4回締切
〈一般型〉	2020年10月2日（金） 郵送：締切日当日消印有効	2021年2月5日（金） 郵送：締切日当日消印有効
〈コロナ特別対応型〉	2020年8月7日（金） 郵送：必着	2020年10月2日（金） 郵送：必着

詳細は、小規模事業者持続化補助金ホームページ→<https://r1.jizokukahojokin.info/>
コロナ特別対応型ホームページ→<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

●補助金申請を希望する方は商工会議所が経営計画作成をお手伝いいたします。
問合せ：商工振興課



がんにならずに、
人生を歩むために。

アクサ生命

最新のガン治療を
しっかり保障するガン保険

アクサの
治療保障の
がん保険

マイ・セラピー

ガン治療保険（無解約払いもどし金型）

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1903-0525/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社

水戸支社 土浦営業所

〒300-0051 土浦市真鍋1-16-11 延増第3ビル2F

TEL 029-822-3972

小規模事業者持続化補助金申請に関するQ&A

Q1 「持続化補助金」とは何ですか？

持続化補助金（正式名称…小規模事業者持続化補助金）とは、小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

現在「一般型」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「コロナ特別対応型」の2種類があります。

この制度は、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

Q2 「一般型」とは何ですか？

「一般型」は、経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援します。

開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオンラインイベント等の取組も対象となります。

Q3 「コロナ特別対応型」とは何ですか？

「コロナ特別対応型」は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、補助対象経費の6分の1以上が、次のA・B・Cいずれかの要件に合致する投資を行う小規模事業者等の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

類型A サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するため

に必要な設備投資や製品開発を行うこと。

【取組例】

製造業者が、部品調達先の休業により既存の製品の製造が困難となったため、自社で部品が製造できるよう機械設備を導入。
他社の休業に伴い、お客様に供給するために機械設備を導入。

【経費例】

・機械設備の導入費

類型B 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。

【取組例】

飲食店がテイクアウトを始めるため、テイクアウト用の容器、メニュー

を試作開発。事前に予約ができるようHPを作成し、認知度を向上し商圏を広げるため広告宣伝を実施。

【経費例】

・テイクアウト用メニューの試作開発費
・HP改修費
・ポスティング用チラシの作成費用
・非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス決済端末の導入

【取組例】

従業員がテレワークを実践できるように環境を整備すること

類型C テレワーク環境の整備

企業向け商品の販売業者が、非対面型によるお客様への営業活動を実施するため、WEB会議システムを導入。

更に、従業員にテレワークを促すため、クラウド上での勤務管理システムやコミュニケーションツールを導入。

【経費例】
・Web会議システムの導入費
・クラウドサービスの導入
※パソコン等、汎用性のあるものは不可

Q4 どういう経費が支援されますか？

補助対象経費は、左記のとおりです。
①機械装置等費 ②広報費
③展示会等出展費 ④旅費
⑤開発費 ⑥資料購入費
⑦雑務費 ⑧借料
⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費
⑪設備処分費 ⑫委託費
⑬外注費

補助対象となる額は、これら補助対象経費に補助率（2/3または3/4）を乗じた額の合計額（補助上限額まで）となります。

※2020年2月18日以降に発生した経費を遡って対象経費として認めます。（コロナ特別対応型のみ）

申請から確定までの流れ

持続化補助金の申請手順

1 持続化補助金のホームページから申請書類をダウンロード

2 「経営計画」、「補助事業計画」を記載する
・一般型の場合：様式2、様式3
・コロナ特別対応型の場合：様式2

3 2で作成したものを地域の商工会または商工会議所に提出し、「支援機関確認書」の交付を依頼し、後日受け取る。
・一般型の場合：事業支援計画書（様式4）
・コロナ特別対応型の場合：支援機関確認書（様式3）

4 必要書類を提出先へ送付する
一般型
・様式1から様式5
・電子媒体
・決算書又は確定申告書
・その他加算審査等を希望するための書類
コロナ特別対応型
・様式1から様式4
・電子媒体
・決算書又は確定申告書
・（概算払希望者）様式5

申請

持続化補助金の事務局に申請

審査

通常1.5ヶ月程度で採択者が発表

補助事業の開始

採択の発表後、交付決定通知を送付します（通常1週間程度）。交付決定通知を受け取ったら、補助事業が開始できます。

建築物、備品造作等への県産材等木材の利用促進を要望

土浦地区木工業組合（会長：磯山一広）は、6月12日、安藤 真理子土浦市長に対し、「建築物、備品造作等への県産材等木材の利用促進に関する要望書」を提出した。

木材の利用を促進することで、環境負荷低減や森林の保全、木の文化の継承や地域の活性化など、市民の方々への温かみと潤いのある環境づくりの実現を目指し、「県産材等木材の利用促進」を要望した。



（左から）貝塚副会長、磯山会長、安藤市長、草刈相談役、栗原副市長

障害者差別解消法をご存知ですか？

障害者への理解を深めるとともに障害者差別解消法を遵守し、誰もが暮らしやすい社会を実現しましょう。

障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、「障害者差別解消法」が施行されています。この法律において、民間事業者に対しては、障害のある人に対して正当な理由なく不利な扱いをすること（不当な差別的取り扱い）の禁止と、障害のある人から何らかの配慮が必要であるとの意思表示があった際に、負担が重過ぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）が求められています。



©土浦市

○「合理的配慮」の提供を求められています。

- ・車椅子を使う人のために、通路の段差に簡易スロープを設置したり、高い場所の物を取ったりする
- ・聴覚障害がある人とのコミュニケーションに筆談を用いる
- ・視覚障害や知的障害がある人に対して、書類を読み上げ、内容を簡単な言葉で説明する など

○ 思いやりの心を持って 対応を工夫しましょう！



○事例集 合理的配慮サーチ

内閣府ホームページ内の「合理的配慮サーチ」では、合理的配慮の具体的な事例を紹介しています。
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>



○「不当な差別的取り扱い」が禁止されています。

- ・聴覚障害がある人に、必要な情報を音声でしか提供しない
- ・盲導犬などの介助犬を連れてくる人が施設や店舗に入るのを拒否する
- ・障害者本人を無視して介助者にだけ話しかける など

○ 障害のある人の目線に立った接し方を心掛けましょう！

障害を理由とする差別でお困りの場合は、
次の相談機関をご活用ください。

○相談機関 茨城県障害者差別相談室

〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階

電話 029-246-6049

受付時間 9:00～16:00（土日・祝日・年末年始を除く）

会員 商工業者の皆様へ

- アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫
- 新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・①

（買）たい（売）たい（借）たい（貸）たい時は！



地元
会員 桂不動産(株)へ

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23
支店 / TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

Mac & Windows DTP

チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺

菊池印刷株式会社

〒300-0811 土浦市上高津911-1

TEL(029)821-2525 FAX(029)824-2457

E-mail: dtp@kikuchi-kk.co.jp

常議員会

6月度常議員会は、6月25日（木）にL'AUBEにおいて開催され、議事案件について原案どおり可決承認された。

議事案件（議件）

議件第1号

顧問・参事の委嘱に伴う委嘱について（追認）

議件第2号

小規模企業振興委員の委嘱について（追認）

議件第3号

経営安定特別相談室 商工調停士並びに 専門スタッフの委嘱について（追認）

議件第4号

県連政策委員会提言要望事項について（追認）

議件第5号

新型コロナウイルス対策 消費喚起事業実施要望について（追認）

議件第6号

第98回通常議員総会の開催について（追認）

議件第7号

第98回通常議員総会議案について

①平成31年度事業報告の承認について

②平成31年度収支決算の承認について

③欠員常議員（3人）の選任について

議件第8号

顧問の委嘱について

議件第9号

新入会員の承認について

報告・連絡事項

1 議員職務執行者の変更について

2 新型コロナウイルス対策 プレミアム付商品券事業について

3 令和2年度事務局体制について

4 青年部より

5 女性会より

6 その他

新入会員情報（掲載同意をいただいた方のみ紹介）

（順不同 代表者敬称略）

事業所名	代表者名	業 種	所 在 地	TEL
三光商事(株)	若山 弦	不動産、リフォーム	土浦市生田町8-13	886-8832
(株)ライズクリエーション	石井 一	不動産、建設	土浦市卸町2丁目14-1	828-4727
アジア食堂 Sunny Spice	飯田 健	飲食	土浦市中村南4丁目4-32	895-4105
(株)俐玖	山中 美穂	産業廃棄物収集・運搬	土浦市中1325	846-2190
源ドローンサービス	折茂 栄一	ドローン作業全般	土浦市虫掛3477	896-8402
クチュリエール	大和田よね子	婦人服仕立、生地販売	土浦市桜町3丁目9-22	827-2066
(株)リファイン	久保田 清	電気通信工事	土浦市永国886-1	893-3527
サイド フィールド	横田 悠輝	物流	土浦市中高津2丁目8-5	080-4833-3216
(株) Ultra Ray's University	タカリゴビンダ	ネパール料理、タカリ料理	土浦市中高津3丁目11-4	819-1022
(株) Bonito	小野 将弘	飲食	土浦市並木3丁目7-9	822-5232
マキのパン屋	藤田 真紀	パン店・講師	土浦市中1138-9	841-6396
大久保表装店	大久保和寛	表具・内装	土浦市中村南3丁目7-25	842-2057
茨城交通(株)土浦営業所	任田 正史	一般乗合旅客自動車運送	土浦市東都和1-4	822-4123
サンディー接骨院	和田 竜也	接骨院	土浦市おおつ野7-5-5	869-6964
エコリサイクルソリューション(株)	生沼 広行	コンサルティング（物販・産業廃棄物・古物）	土浦市神立中央2丁目21-36-5	801-7897
アジアライジングトレード	矢部由美子	建設・農業機械輸出、人材派遣	土浦市真鍋新町5-9ロイヤルハウス102号	090-1115-1091
(株)星工業	山崎 忠臣	建設、宅地建物取引、不動産賃貸	土浦市小山崎505-5	832-5445
神田塗装	神田 享介	建築塗装	土浦市並木5丁目5513-7	869-9330



会員ご意見BOX



会員事業所の皆様のニーズを把握し、魅力あるサービスの提供と今後の事業活動の充実を図る「会員ご意見BOX」。

当商工会議所事業に対するご意見やご要望、また、業況や経営のご相談などお気軽にお寄せください。

メール：info@tcci.jp

FAX：029-822-8844 土浦商工会議所 行



「土浦市民ゴルフ大会」中止のお知らせ

令和2年度の土浦市民ゴルフ大会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止を決定いたしました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先 土浦市民ゴルフ大会実行委員会
（事務局：土浦商工会議所）
TEL 029-822-0391

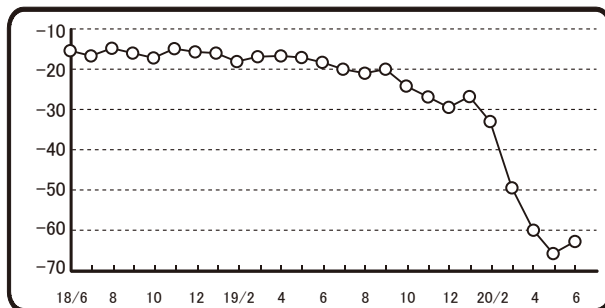
業況DIの推移(全産業・同年同月比)

業況DI(前年同月比)の推移

	2020年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	先行き見通し 7~9月
全産業	▲26.8	▲32.6	▲49.0	▲60.4	▲65.8	▲62.8	▲57.7
建設	▲10.4	▲13.0	▲18.6	▲29.3	▲37.7	▲35.0	▲38.7
製造	▲31.1	▲41.5	▲51.7	▲63.2	▲69.9	▲72.6	▲64.4
卸売	▲28.9	▲37.5	▲53.1	▲66.7	▲62.9	▲61.6	▲58.3
小売	▲38.0	▲39.5	▲58.9	▲64.0	▲70.0	▲60.4	▲57.9
サービス	▲23.4	▲28.6	▲55.8	▲71.2	▲77.6	▲73.4	▲62.7

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

《業況DI(全産業・前年同月比)の推移》



※ DI値(景況判断指数)について
DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がり意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)
業況・採算: (好転) - (悪化) 売上: (増加) - (減少)

口本調査

6月集計結果(早期景気観測)

業況DIは、下げ止まりの兆しも、厳しい状況続く
先行きも慎重な見方は変わらず

6月の業況と先行き見通し

全産業合計の業況DIは、▲62.8
(前月比+3.0ポイント)

緊急事態宣言の解除を受け、営業を再開した小売業・飲食業などで客足が戻りつつあるほか、中断していた公共工事に再開の動きが出始めるなど、一部で下げ止まりの兆しが見られる。一方で、依然として遠出を避ける消費者が多く、宿泊業をはじめとする観光関連では低調な動きが

続く。また、製造業では、取引先の過剰在庫や生産調整に伴う受注減に加え、緊急事態宣言下の営業自粛によるビジネスチャンスの喪失など、前月に増して悪影響が拡大しているとの指摘も多く聞かれており、中小企業の景況感を持ち直しの兆しはみられないものの、厳しい状況が続く。

先行き見通しDIは、▲57.7
(今月比+5.1ポイント)

緊急経済対策の政策効果や消費者

における自粛ムードの緩和を背景に、夏季商戦や観光需要の拡大などへの期待感がうかがえる。一方、新型コロナウイルスの第二波・第三波への警戒感がある中、新たな生活様式に対応したビジネスモデルへの転換に迫られる企業や、サプライチェーン・生産活動への影響拡大を懸念する企業も多く、先行きに対して依然として慎重な見方が続く。

クリーン代行は おかげさまで33年

創立 昭和62年6月10日

飲酒運転は犯罪です!
あなたは、その罪一生背負い続けますか!

(株)クリーン運転総代行 クリーン運転代行センター
土浦市大岩田 1506-2

☎0120-22-7906 ☎0120-804-464

Facebook <https://www.facebook.com/cleandaikou/>

公益社団法人全国運転代行協会加盟・茨城県運転代行協会加盟

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請

会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請

外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次

農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成

その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 渡邊律三事務所

つくば市高見原5-2-110/TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】

刑事・財産管理・債務整理

礎法律事務所

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

無料相談受付中(要予約)

(会社設立・役員変更・合併・各種法人・相続・遺言)

昭和50年開業

司法書士
行政書士

河合・矢野事務所

(旧) 司法書士河合隆事務所

<https://www.kawai-jimusho.com/>

河合矢野事務所



土浦市下高津1-19-10

電話 029(821)6447



沢沢栄一とその思想に学ぶ

「人の気持ちかわかる」

文豪・幸田露伴は『沢沢栄一伝』という本の中で、栄一を「時代の児」「時代に造り出されたもの」と記しました。

これは実にいい得て妙な表現なのです。栄一はその前半生、時代の奔流にもまれ続けた人生を送りましたが、それは彼が後半生に、日本の実業界や資本主義、ひいては近代化の父となるための下準備の役割を果たしていました。

栄一は、現在の埼玉県深谷市に百姓の子として生まれました。彼の家は、養蚕や染め物に使う藍玉を扱う商売もしている豪農でした。彼も十代になると、藍の買い付けなどをして父の商売を手伝っていました。

そんななか、彼は従兄弟の尾高新五郎（惇忠）の影響を受けて、尊皇攘夷の志士としての活動もはじめます。江戸に出て、剣術や漢学を習う中から他の志士たちとの交流も深めていきました。

ところが、以前にも触れたように、高崎城乗っ取り計画を中止した後、一橋家に取り立てられて士分となり、一橋慶喜が一五代将軍になると幕臣にもなりました。

さらにその幕府が潰れると、大隈重信の説得もあって、大蔵省に勤め、政府の役人となってそのナンバー3にまで上り詰めます。

しかし日本の近代化には経済の振興が必要である、という信念から実業界に転じ、第一国立銀行をはじめ、さまざまな会社の責任者を引き受けていきました。

しかも、実業にかかわりながら、東京市養育院をはじめとする社会事業にもかかわっていきます。

また、彼は15年にわたって深川区会議員をつとめ、さらに東京帝国大学で経済を教えたこともあります。そのときの教え子の一人が、日本近代小説の父・坪内逍遙でした。

ここまでの文章でお気づきでしょうか。沢沢栄一は、その生涯で士農工商という区分でいえば、職人以外のすべての階層、それに加えて志士、社会事業家、投資家、議員、大学講師まで経験しているのです。彼の人生は、幕末維新という激変の時代をそのまま体現していました。

そしてこの幅の広さが、彼を日本近代化の父たらしめます。なぜなら、近代のさまざまなシステムの設計をするにあたって、彼はそれを使う人の気持ちになることができたからです。彼はまさしく時代に育まれた、近代日本の創造者だったのです。

作家・

グロービス経営大学院客員教授

守屋 淳

労務相談室

Q 職場における各種ハラスメントの相談窓口を設置しようと思うのですが、どのようなことに注意したらよいでしょうか。

A 事案によっては、ハラスメントかどうかの判断が難しいものもあると思いますが、事業所側としては、相談者のプライバシーを確保した上で、悩み事や困っていること等について、親身に耳を傾けることが必要です。

企業側には、パワハラ、セクハラ、マタハラ等についての相談の申出があった場合には、その事案について、事実関係の迅速で正確な確認が必要となります。また、相談者が相談窓口に出たことについて、対応が遅れたり、処置等について何も検討しなかったような場合は、そのことにより相談者がさらに被害を受けるという、いわゆる二次被害を受けてしまうことにもなるので、迅速、かつ中立な対応をしなければなりません。

相談に対応する担当者は、できるだけ2名とし、男性と女性とする、また、管理職と非管理職など立場の異なる者とするのがよいでしょう。また、相談の当事者（相談者や相手方）と親しい者は外した方がよいでしょう。

また、パワハラ、セクハラ、マタ

ハラに関し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として事業主が不利益取扱いをすることについては、禁止されています。

ハラスメントは重大な人権問題となるだけでなく、企業の生産性、社会的信用を損ね、企業の存続そのものを危うくすることもありますが、ハラスメントは、企業内、事業所内だけで起こる問題ではなく、取引先や顧客等からのハラスメントについても令和2年6月施行の法改正により指針等で規定されています。外部からのハラスメントについても、自社の労働者の職場環境の問題として受け止めるという視点での対応が求められます。

土浦商工会議所情報発信ツール!!
会員掲示板利用者募集中
 当所では、会員の皆様が発信できるネット掲示板を開設しています。
 新商品・サービスの紹介（飲食業の宅配サービス）や在庫の提供・割引、受注企業の募集など、消費者や企業間取引の円滑な情報発信ツールとしてご利用いただけます。

掲示板への登録
 会員事業所
 一般企業お客様

掲示板の閲覧
 一緒に働く仲間募集
 商品サービスの紹介
 受注企業の募集 等

問合せ・商談面接 等

申込みは、お電話、当所ホームページアイコン
 または、こちらから

※掲示板利用に関して、利用者もしくは第三者が被った被害について土浦商工会議所は一切責任を負いません。
 問合せ先：総務課

資格の取得が、
 仕事の幅を広げます。

技能講習
 ■車両系建設機械
 ■小型移動式クレーン
 ■フォークリフト
 ■玉掛け

これらの他にも
 多くの資格取得を
 バックアップ!!

**コマツ教習所
 板木センタ**
 板木県小山市横倉新田 295-1
TEL 0285-28-8300

コマツ教習所 板木センタ

TSUCHIURA
PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社
 〒300-0812 土浦市下高津3丁目6-7-102
 tel.029-823-4443(代)
 fax.029-823-6663
 E-mail: tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

MEMBERS NOW

会員紹介

『株』R&R デイサービス『まいはうす』

住所 土浦市乙戸1番地69
電話番号 029-843-16550
事業所営業時間 午前8時～午後6時
サービス提供時間 午前9時～午後4時
休業日 日曜日、年末年始

当施設は、今年の3月にオープンしたばかりの地域密着型のデイサービスです。

一軒家を改装し、ご自宅にいるような居心地の良い環境で一日を過ごしていただけます。

施設からは乙戸沼を見渡すことができ、散歩コースにもなっています。近くの畑で野菜を作り、収穫後はぬか漬けにして昼食時にいただきます。

種から育てた花の手入れや堆肥作りなど、ご利用者様の知恵や経験を生かしながら、様々な活動をしていきます。

また、介護保険外のお泊りサービスもあり、急なご利用にも対応しています。只今、お泊り料金半額キャンペーンを8月末まで実施中。

これからも、地域に愛されるデイサービスを目指して、職員一同全力で取り組んでまいります。



ブローチの創作体験



一軒家なので、アットホームな雰囲気です



家庭菜園の野菜を使用した料理を提供しています

8月末まで!!

半額

お泊り料金 **2,000円**

4,000円 ▶



MEMBER'S NOW! 掲載事業所募集

～あなたの企業、店舗・技術の情報を掲載してみませんか～
事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介etc...会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。お気軽にお電話ください(総務課822-0391まで)。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルスに関する経営相談のご案内

当所では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまからの経営に関するご相談を受け付けております。また、中小企業庁、経済産業省等から様々な支援策が発表されていますのでお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

当所中小企業相談所 TEL029-822-0391 FAX029-822-8844 平日 午前9時から午後5時15分

※休日の場合は、当所ホームページの相談窓口又はFAXからご相談内容をお送りいただき、後日担当者よりご連絡いたします。

ホームページ相談窓口からメールでのご相談、お問い合わせはこちらから

<https://www.tcci.jp/> ● 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 </



土浦催事記

(7月中旬～8月中旬)

観光帆曳船 7月21日～10月18日までの土・日・祝日 午後1時から 会場:霞ヶ浦
霞ヶ浦の夏の風物詩。現在は、夏から秋にかけて観光帆曳船として運航され、遊覧船から見る事ができます。※天候等により欠航となるときもあります。
運航状況については土浦市観光協会までご連絡ください。 電話 824-2810

7

発行・発行人／土浦商工会議所
〒300-0043 茨城県土浦市中央2-2-16 電話／029-822-0391 FAX／029-822-8844
ホームページ／<https://www.tcci.jp> メールアドレス／info@tcci.jp ■定価…1部50円(昭和51年7月10日第三種郵便物認可)